議会運営委員会会議録

開閉日時 令和2年10月1日(木) 午後0時06分~午後0時24分 会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 7番 長谷川広昌、11番 北川 広人、 14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子オブザーバー

議長(10番)杉浦 辰夫、 副議長(9番)柳沢 英希、 5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 4番 神谷 利盛、 8番 黒川 美克、12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり

4. 説明のため出席した者 なし

5. 職務のため出席した者 議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 高浜市議会貸与タブレット端末機器使用基準について
- 2 自治基本条例(第9条、第10条)の検証について
- 3 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

議長挨拶

委員長 次に本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件につきましては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、お手元に配付されております付議事項のと おりであります。

それでは、案件の順序に従い、逐次進めてまいりますので、よろしく御協力 をお願いいたします。

《議題》

1 高浜市議会貸与タブレット端末機器使用基準について

委員長 本件については9月16日開催の議会運営委員会で協議しましたが、事務局案に対し修正の意見が出されましたので、再度、協議をお願いするものであります。

各会派から提出されました修正の意見を反映した使用基準案は、事前に配布 し、内容の確認をお願いしているところですが、修正後の基準案について御意 見があればお願いをいたします。

15番、内藤とし子委員。

意(15) 直して直してで、ちょっと今、戸惑っておりますが、この市政クラブ案の成果、課題の最後のところに。

委員長 タブレット端末機器の使用基準のほうです。

意(15) はい。こっちはいいです。

委員長 14番、小嶋克文委員。

意(14) 文言でちょっと、第8条ですけれども。グループウエア及び会議用システム以下グループウエア等のあとに、と、がありますけれども。あ、ごめんなさい、勘違いしてました。いいです、すみません。

委員長 16番、倉田利奈議員。

意(16) 8条の2のところの最初の、議員または議会事務局職員はってあるんですけれど、ここって議員またはでいいんですかね。議員及びにならないですかね。そこが1カ所気になっているところと、またはっていうところが及びのほうがいいんじゃないか。

答(事務局長) 一般的に議員という区分とそれから事務局という区分がありますので、そこはどちらか一方が使用するに当たってはということで、またはで問題ないんではないかなというふうに思ってますけれども。以上です。

意(16) すいません。ごめんなさい、もう1点なんですけれど、第11条の(5) のところなんですけれど、ちょっと、これ、ちょっとよくわからないので、どういうことを示してるのかっていうのがわからないのと、何か示してることが分かるような説明文っていうか、条例にしていただけたらなということですいません。ちょっとこのタブレット自体もまだ私もよくわからないので、どういうことかっていう、ちょっと御説明いただいた上でこの文があってるかどうかちょっと検討したいと思うんですけれど。

答(事務局長) 言われるのは、タブレットグループウエア等の是正処置を講ずる必要があるときは、議員は議長が指示する方法により速やかに対処しなければならないという部分ですよね。これ要するに、いろんな仕様が変わったりですとか、仕様を使っていく中で、いろんなことを指示せないかん場合が出て

くると思うんですね。こういう使い方をこういうふうに変えますだとか、直しますよという。そういう時は議長から議員の皆さんに指示が出ますので、それに従ってくださいと、速やかに対応してくださいということを単に言っているだけなんですけれども。これで問題はないと私も考えておるんですけれど、御理解いただけますでしょうか。

要するに、タブレット、機械を使う場合、それからソフトウエアを使って何々をする場合に、ルールとしてこういうことをしてはいけませんよだとか、ソフトウエアの環境が変わったんで、こういった使い方をしないでください、もしくはこういう使い方をしてくださいということが生じた場合というふうに考えております。以上です。

委員長よろしいですか。ほかに。

意見なし

委員長 それでは、ほかに御意見もないようですので、反対の御意見はないと 思うんですけれども、よろしいですかね。

それでは、修正案について反対がないということで、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、資料のとおり、高浜市議会貸与タブレット端末機器使用基準について決定をさせていただきます。

2 自治基本条例(第9条、第10条)の検証について

委員長 本件については9月25日の各派会議にて協議したところ、市政クラブ さんから提出された案に賛成という意見と、当初の事務局案に賛成という意見 が出され、意見がまとまりませんでしたので、再度、協議を願うものでありま す。また、各派会議で出された意見を参考に、再度、修正した市政クラブ案の 検証シートを事前に配付しており、既に御確認をしていただいていると思いますけれども、市政クラブさんの案のほうについて御意見のある方はお願いをいたします。15番、内藤とし子委員。

意(15) 市政クラブ案の成果、課題のところに、監視し均衡と牽制を行った とありますが、均衡というのは、市の進めることに合わせるというか一緒に進 めていくというような話は前回出ましたが、行政と議会っていうのはもちろん 一緒にやっていくんですが、そのためには行政をきちんと監視して、牽制を行 うのは議会の役割で、この均衡っていうのは必要ないと思いますので、これを 抜いた事務局案に賛成いたします。

委員長 ほかに。16番、倉田利奈議員。

意(16) 私もこの均衡というところが、すごく気になってまして、三権分立の話を前おっしゃったかと思うんですけれど、前回。三権分立のことに関しましては、司法、行政、立法ということで、ちょっと市政とは別かなと思うんですけれど、そちらを考えたとしても、三権分立をすること、このあいだ、黒川検察長の事件がありましたよね、定年延長をそれを、それに内閣のほうとかが関わってくるっていうことで、そういうことがあると結局、均衡がとれなくなる。だから、牽制を行うことで均衡を保つっていうことになるかと思うんですね。なので、最初から均衡をするということは、ちょっと三権分立にも私は当てはまらないと思いますので、それぞれ独立性を持ってからこそ、逆に均衡が保ててるって思ってますので。なので、ちょっとまずそこんところの理解もちょっと私は違うかなっていうところと。

やはりこの住民自治基本条例というのは、どんな思いで、込めてつくられたのかなっていうところとか調べていくと、いわゆる自治の本来の姿に立ち返りますよっていうことで、市民が主役のまちづくりを目指しますよっていうことだと思うんですね。なので、やはり抑制を逆にし合うことでバランスをとるなら分かるんですけれど、最初から均衡を持ってくるのは私もちょっと問題があると思っております。

あとですね、この条例改正の部分ではないんですけど、例えば 19 ページの 政治倫理の研修会、あと、その下、近隣市議会との、特にここですね。広域的 な課題や議会内課題についても意見交換をする必要がある。これって本当にやっていかれるのかなっていうところで、ちょっと私の中では何かちょっと構想がなかなか見えてこない。個人的にそういう意見交換を私のほうはやっているわけなんですけれど、議会としてそこまでやれる自信があるのかなっていうところで、ちょっとこれ文言入れても大丈夫なんですかっていうところを、ちょっと意見として申し上げたいと思っております。

意(3) 一つ、誤解のないようになんですけれど。うちから出した案として言うのは均衡だけではなく、あくまでも監視し、抑制と均衡という二つの対となる言葉を追加させてもらっています。それぞれの意味としては、やっぱり均衡というのはつり合う、バランス、安定した関係。抑制というのは抑える、止めること。だから均衡だけですと皆さん、今、言われたとおりの、そっちにちょっと偏るんじゃないかという意見も分かるんですが、それではなく、あくまでも抑制と均衡、二つ、対となる言葉を入れて、実際、市のやることに対して、市民に対していいことだったら私たちは賛成して進めるということもやっていくわけですから、そういった意味でこういった抑制と均衡というものを追加させていただきます。

意(15) 均衡という言葉を入れようと思うと、それぞれ行政と議会が独立してるわけで、立場の弱い市民の代表として議会があるわけで、市がやろうとすることを、いつも同じように進めるとなると、行政の大政翼賛会みたいになってしまいますので、極端なことを言えばね、そういうふうになるわけで。

だから議会っていうのは、独立してるわけで。均衡は、だから、議会として どうするかっていうことを言ってるわけだから。この場合は均衡は要らないと 思います。

委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 0 時 20 分

再開 午後 0 時 22 分

委員長 休憩前に続きまして、会議を進めさせていただきます。

ほかに御意見ございますか。

意見なし

委員長 それでは、意見がまとまりませんので、意見の一致が見られないとい うことで採決を採らせていただきます。

これが全て決定するわけではありませんので、検証委員会のほうに行くというものですので、そこのところはしっかりとわかっていていただきたいと思います。

それでは、採決を採らせていただきますけれどよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは採決に入ります。

自治基本条例第9条、第 10 条の検証シートについて、市政クラブ案を提出 することに賛成の委員の挙手を求めます。

替成者举手

委員長 挙手多数です。

次に、事務局案を提出することに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者举手

委員長 挙手少数です。

よって自治基本条例第9条、第 10 条の検証シートについては、市政クラブ 案を当局に提出することが決定をいたしました。市政クラブ案につきまして可 決されましたので、第9条については条例改正が必要と当局へ提出するわけで すけれども、今後10月に検証委員会を行った後、パブリックコメントを実施し、 来年1月に検証委員会から市長へ検証報告書が提出をされます。

検証報告と条例改正と報告があった場合、3月定例会に条例改正を上程となります。よろしくお願いいたします。

なお、第9条のみの条例改正をする場合は、議員提案で提出をすることになりますので、あわせてよろしくお願いをいたします。

3 その他

委員長皆さんのほうで何かあればお願いいたします。よろしいですか。

意見なし

委員長 なければ、以上をもって議会運営委員会を終了といたします。

委員長挨拶

閉会 午後 0 時 24 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長